

長久手市屋上・壁面緑化助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化及び都市環境の改善を積極的に推進することにより、ヒートアイランド現象の緩和と良好な生活環境づくりの促進を図るため、建築物等の屋上及び壁面の緑化（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において当該屋上及び壁面の緑化に係る樹木等の設置者に交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に緑化区域の造成やプランターを設置して、樹木等で緑化することをいう。
- (2) 壁面緑化 建築物の壁面及び塀、擁壁等工作物の全部又は一部にフェンス等の補助資材を設置するなどして、つる性植物等で緑化することをいう。

(助成対象建築物及び工作物)

第3条 助成の対象となる建築物及び工作物は、次の各号に定める要件を備えているものとする。ただし、公共施設は対象外とする。

- (1) 本市の市街化区域内にあること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他法令等に適合し、屋上及び壁面の緑化工事に耐えられるものであること。
- (3) この要綱に基づき助成を受けたことがないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 屋上緑化については、緑化面積が3平方メートル以上とし、緑化に係る防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費及び土壌、樹木等の購入に要した経費並びに植栽経費とする。ただし、プランター設置により屋上緑化をする場合は、1基当りの容積100リットル以上のものを使用する場合に限る。

(2) 壁面緑化については、緑化面積が3平方メートル以上とし、フェンス等補助資材の設置に要した経費及び土壌、樹木等の購入に要した経費ならびに植栽経費とする。ただし、植栽延長1メートル当たり3本以上植栽する場合に限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で、前条に規定する屋上緑化及び壁面緑化にかかる助成の対象となる経費の2分の1に相当する額又は緑化面積に1平方メートル当たり2万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、同一の建築物及び工作物1件当たり50万円を上限とする。ただし、その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、長久手市屋上・壁面緑化助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物等緑化事業計画書（様式第1-2号）
- (2) 事業場所位置図
- (3) 屋上・壁面緑化計画平面図及び断面図
- (4) 使用部材及び植栽一覧
- (5) 助成対象事業費等の見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、長久手市屋上・壁面緑化助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付することが適当でないとき、長久手市屋上・壁面緑化助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、事業内容の変更又は事業の中止を行おうとするときは、屋上・壁面緑化助成事業変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は助成金の交付決定の変更又は助成金の交付決定の取消しをするものとする。

(事業実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、すみやかに長久手市屋上・壁面緑化助成金事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業費用支払い領収書の写し若しくはそれに類するもの

(2) 事業施工中及び完成写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の長久手市屋上・壁面緑化助成金事業完了報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、長久手市屋上・壁面緑化助成金交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項において、事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の取消を行うことができるものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、前条第1項の規定により助成金の交付確定を受けた者(以下「交付確定者」という。)は、速やかに長久手市屋上・壁面緑化助成金請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により請求があったときは、助成金を交付する。

(樹木等の管理)

第12条 助成金の交付を受けた申請者は、事業が完了した後においても最低5年間は善良な管理者の注意をもって、樹木等の育成及び管理に努め、これを撤去してはならない。

(交付の取消等)

第13条 市長は、交付確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容若しくは条件又は本要綱に違反する行為があったとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。